

第6章 廃棄物

近代は、経済の発展と生活様式の多様化により、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会となりました。しかし、このような社会は環境への負荷が大きく、廃棄物（ごみ）についても、処分の場所や方法、費用等の問題が生じるようになりました。今、物の効率的な利用やリサイクルを行う「循環型社会」への転換が求められます。

なお、ごみは一般廃棄物と産業廃棄物に大別され、市町村は一般廃棄物の収集運搬及び処分を管轄しています。当市でも「一般廃棄物処理計画」（現計画期間：H29～42年度）を策定し、「“もったいない”の心で取り組む“ごみゼロ”のまちづくり」をスローガンに、より環境にやさしい処理及びごみ問題への取り組みを進めています。ついては、当章では、当市の一般廃棄物に関する現況について記載します。

第1節 現状

1. ごみの排出量

令和3年度は令和2年度に比べて、埋立ごみ及びリサイクルごみが増加し、燃えるごみが減少しました。全体としては37t増加しました。概要は■図6-1、●表6-1、6-2のとおりです。

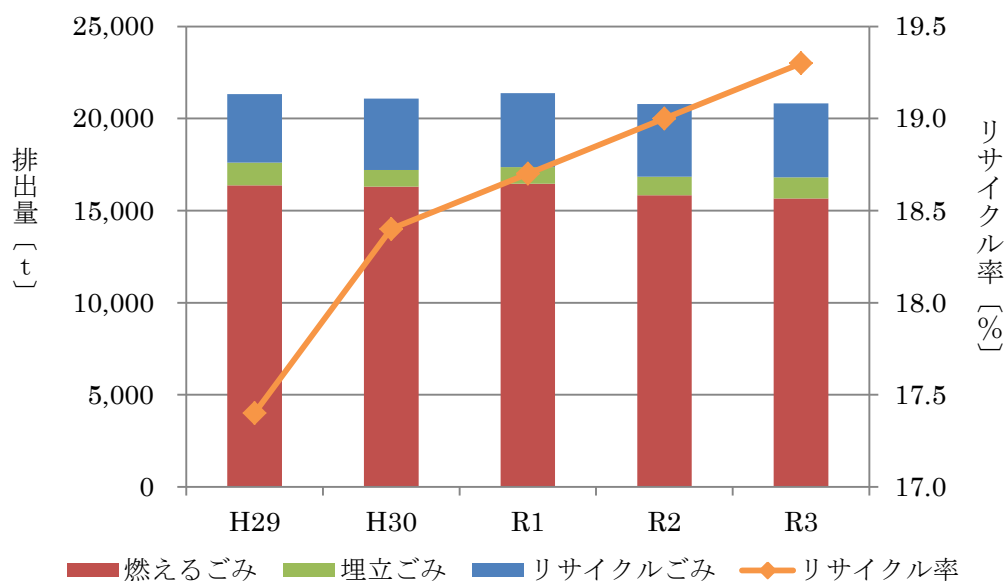
●表6-1 ごみの総排出量

区分 \ 年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
計画処理区域内人口(人) ^{※1}	54,056	53,125	52,322	51,343	50,440
総排出量(t)	21,318	21,086	21,375	20,789	20,826
燃えるごみ(t)	16,374	16,298	16,460	15,831	15,654
埋立ごみ(t)	1,229	901	908	1,018	1,156
リサイクルごみ(t)	3,715	3,887	4,007	3,940	4,016
七尾市収集量(t)	3,660	3,854	3,936	3,922	4,007
資源物回収事業量(t) ^{※2}	55	33	71	18	9
リサイクル率(%)	17.4	18.4	18.7	19.0	19.3
一人当たりのごみ排出量 (家庭系+事業系、g/人・日)	1,080	1,087	1,119	1,108	1,131

※ 資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）、値は小数点第1位を四捨五入

※1 各年度9月30日現在の値

※2 古紙等混在を合算



■図 6-1 ごみの排出量の推移

●表 6-2 令和 3 年度リサイクルごみの内訳

項目	排出量(t)	リサイクルごみ における割合 (%)
新聞紙	258	6.4
雑誌等	304	7.6
段ボール	156	3.9
ペットボトル	58	1.4
金物類	370	9.2
びん類	311	7.7
乾電池等	27	0.7
資源物回収事業	9	0.2
その他 ※	2,523	62.8
合計	4,016	100.0

※牡蠣殻、木くず、廃食用油等

第2節 対策

1. 家庭用生ごみ処理機設置補助金の交付

七尾市では生ごみを堆肥化する家庭に対して、生ごみ処理機の設置補助金を交付し、生ごみの減量化に取り組んでいます。その交付実績は下表のとおりです。

●表 6-3 家庭用生ごみ処理機設置補助金の交付実績 単位：台

	H29	H30	R1	R2	R3
生ごみ処理機	11	16	6	26	15
コンポスト	22	8	—	—	—

※コンポストは R1 から補助対象外

2. 資源物回収奨励金の交付

七尾市では資源物(古紙類・アルミ缶・びん類)を回収する団体に対して奨励金を交付し、ごみ分別と資源化の意識を深める事業に取り組んでいます。その交付実績は下表のとおりです。

●表 6-4 資源物回収奨励金の交付実績

		H29	H30	R1	R2	R3
実施団体(団体)		12	7	13	5	5
実施回数(回)		14	15	26	6	10
回収量	古紙類(t)	43	15	58	16	7
	アルミ缶(t)	5	2	4	2	1
	びん(本)	10,516	1,694	9,141	583	286

※古紙類、アルミ缶の回収量は小数点第1位を四捨五入

3. 不法投棄対策

七尾市では、「空き缶等のぼい捨て」「廃棄物の投棄」「飼い犬等のふんの放置」を禁止し、「路上喫煙等」を制限するため、平成26年10月1日に「七尾市ぼい捨て等を防止する条例」を施行しました。また、従来から実施している不法投棄監視員と併用し環境美化に努めています。

(1) 環境美化指導員の設置

ぼい捨て等の情報収集や未然防止による巡回活動を実施しています。

(2) 不法投棄監視員の設置

ごみの不法投棄を未然に防ぐよう巡回活動と報告及びごみ回収を実施しています。

(3) 指導・禁止看板の設置

市民や環境美化指導員・不法投棄監視員から不法投棄の報告があった場合、必要に応じて現地を確認・調査し、投棄者が判明した場合は指導等を行っています。

また、不法投棄が頻発している場所には、町会から要望があれば禁止看板を配布しています。

4. 食品ロス対策

「食品ロス」とは、本来食べられる食品が、食べ残し、売れ残り、賞味期限が近いといった理由で捨てられてしまうことといいます。食品ロスは生ごみとして処理が必要になるほか、食品の生産・流通においてエネルギー等の様々な無駄を発生させます。

七尾市で発生する食品ロスの量は、令和3年度で年間1,360 tと推計されています*。市では、この食品ロスを削減するための啓発活動を行っています。

※算出方法 ①3,178 t × ②0.428 = 1360.1 t → 約1,360 t

①令和3年度七尾市食品廃棄物（生ごみ）量

②京都市組成調査（H27～R1年度の5年平均）での食品ロス含有割合 42.8%

(1) 「おいしい食べきり運動推進店」登録・紹介制度

市内の飲食店や旅館で、食品ロス削減の取り組みを実践するお店を推進店として登録し、七尾市ホームページで紹介しています。登録店では、来客者に食べ残しを減らすための呼びかけをしたり、小盛メニューを導入したりして、食品廃棄物の発生抑制に努めています。

＜令和3年度末実績＞登録店数：21店

(2) 啓発グッズの配布

啓発グッズ（コースター）を作成し、「おいしい食べきり運動推進店」を中心に配布し、使用または設置していただいています。



◆コースター

5. 市民活動団体による活動

- (1) 生ごみの堆肥化活動
- (2) ふろしき講習会
- (3) ごみのぼい捨て防止PRポスターの募集と看板設置
- (4) 子どもごみ分別検定

※詳細は「第9章 市民パートナーシップ」に記載

■トピックス 燃えるごみの有効利用

七尾市で発生した燃えるごみは、そのまま燃やされているのではなく、発電に利用されています。

ごみステーションに出された燃えるごみは、まず七尾市吉田町にある「ななかりサイクルセンター」に集められ、破碎、乾燥、成型して固形燃料「RDF」に加工されます。これを志賀町にある「石川北部RDFセンター」に運び、他の能登地方の市町から発生したPDFと共に焼却し、その時に発生した熱で発電しています。また、焼却灰もコンクリート製品の材料として利用しています。



◆RDF（ごみ固形化燃料）